# 【障害福祉サービス事業所 ひまわり苑利用契約書】

(以下「利用者」という。)と社会福祉法人ひまわり会(以下「事業者」という。)は、利用者が障害福祉サービス事業所ひまわり苑(以下「事業所」という。)の提供する就労継続支援 B 型サービスを受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### [第1条] (目的)

事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生活活動の機会の提供を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものとする。

#### [第2条] (契約期間)

この契約の契約期間は、 年 月 日から受給者証の支給決定期間の満了日とする。ただし、契約満了日の10日前までに利用者又は事業者から解約の申し出がないときは、更新後の受給者証の支給決定期間の満了日まで契約更新するものとする。

### [第3条] (個別支援計画)

事業者は、常に利用者の意向と課題を把握し、利用者の個別支援計画を作成する。この支援計画については、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、利用者はいつでも個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることができる。

#### [第4条] (サービス内容)

事業者は、前条に定める個別支援計画に基づいて、利用者にサービスを提供する。

#### [第5条] (利用料)

利用者は、前条に定めるサービスに対して、利用料を事業者に支払う。又、日用品、その他、提供されるサービスに要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させるのが適当と認められるものについても、事業者に支払う。

#### 「第6条」 (生産活動と工賃の支払)

- 1 事業者は、第3条に規定する支援計画において生産活動の内容を定め、利用者に対 して適切な就労支援を行う。
- 2 事業者は、事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を利用者に支払う。

### [第7条] (事業者の基本的義務)

- 1 (利用者の意思等の尊重) 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- 2 (安全配慮義務) 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮する
- 3 (説明義務) 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して 適切に説明しなければならない
- 4 (守秘義務) 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービス提供するにあったて知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第 三者に、開示してはならない。
- 5 (身体拘束の禁止) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得えない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をしてはならない

#### 「第8条」 (利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができる。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める支援サービスを実施 しない場合。
- 2 事業者もしくはサービス従事者が、第7条第1項から第5項に定める義務に違反した場合。
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- 4 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れ がある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

### [第9条] (事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができる。

1 利用者が他の利用者並びに事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用を 傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の 改善が見込めない場合。

### [第10条] (苦情解決)

- 1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも苦情受付窓口に苦情を申し立てることができる。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、第三者委員に苦情を申し立てることもできるし、都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできる。

## 「第11条」(協議事項)

本事項に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議する。

上記の契約を証するため本書 2 通を作成し、利用者・事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

年 月 日

豊後高田市西真玉 2077 番地 3社会福祉法人 ひまわり会理 事 長 冨嶋 孝徳 印

利用者住所	
利田老氏夕	Fi